



問合先

税務課 収納対策室

☎ 05・1076



5

12月は「県下一斉徴収強化月間」です

わすれていませんか、「納税」を

税金は皆さんが安心して暮らすための大切な財源

県下一斉に徴収を強化

町民の皆さんが納める町の税金は、教育や福祉などのさまざまな行政サービスを行うための大切な財源です。税金の滞納は、町の財政を圧迫し、皆さんが安心して暮らすためのまちづくりを支障をきたすこととなります。

また、滞納を許してしまうと、納期限内に納付している皆さんに対して不公平となります。このため、桂川町では、税収確保・税の公平性を保つため、積極的な取り組みを行っています。

桂川町では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と、滞納の縮減を図っています。

福岡県では、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、預貯金や給与の差押などの滞納処分の強化など様々な徴収対策に取り組ま

す。この機会に、納め忘れの税金がないかご確認ください。

納税で困ったときには、必ず相談を

病気、失業などの特別な事情で納期限内に納めることができない方は、そのまま放置せず、必ず税務課収納対策室に納税相談をしてください。

税の滞納に関してよくある質問

Q. 住宅ローン（自動車ローン）を返済しているので納税を待ってもらえますか？

A. 待つことはできません。

他の方々は、納税分を考慮してローンを組んでいます。また、納税やローンの返済が一時的に困難になった場合は、初めにローンの返済計画の見直しをしています。

滞納する方の中には、ローンの返済を優先し納税を後回しにする方がいますが、税金は、全ての債権に優先することが地方税法に定められています。借金より税金が優先されるので、ローンを理由に納税を待つことはできません。

Q. 軽自動車税は、車検前に納付してもいいですか？

A. 納期限内に納めてください

車検前に納付するつもりであっても、納期を過ぎた時点で滞納者となります。もし軽自動車1年度分の滞納だけであっても、滞納処分の対象となります。

また、納付時点の延滞金も納めなければならなくなるので、納期限内に納付しましょう。

Q. 仕事の都合などで窓口が開いている時間に納税ができません。どうしたら良いでしょうか？

A. 口座振替をご利用ください。

桂川町では、このような方々を含む皆様に口座振替を推奨しています。口座振替の登録をすると振替口座に入金しているだけで自動的に引落としが行われますので、納税の忘れもありません。窓口での支払いの手間も省けるので、ぜひ口座振替のご利用をお願いします。

また、毎週木曜日は19時まで夜間窓口延長を行っていますので、日中に訪庁できない方はご利用ください。



桂川町役場 ☎ 05・1100（代表）

FAX 05・3424